

第5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて

(地域福祉課)

(1) 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて

昨今、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化している。

こうした中で、厚生労働省においては、平成27年6月に橋本厚生労働大臣政務官(当時)を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、時代に即した、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み等について検討を重ね、同年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめたところである。

当該ビジョンにおいては、大きくは3つ、細分化すれば4つの事項について、方向性を示しており、それぞれの事項について、平成28年度予算(案)、平成27年度補正予算(案)において必要な予算措置等を行うこととしている。

- ① 新しい地域包括支援体制の構築(包括的な相談支援システムの構築、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供)
- ② 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上
- ③ 総合的な人材の育成・確保

各自治体におかれては、当該ビジョンをご覧いただいた上、地域の実情に応じた取組を積極的に推進していただきたい。

(2) 新しい地域包括支援体制の構築

ア 「多機関と協働した包括的相談支援体制構築事業」の創設について

上記ビジョンを受け、平成28年度予算(案)においては、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談支援機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施するため、「多機関と協働した包括的相談支援体制構築事業」を創設することとしている。

本事業は、市区町村等が実施主体となって、地域の中核となる相談支援機関を選定し、

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
 - ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
 - ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
 - ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る
- などの取組を行うものである。

本事業の実施に当たっての具体的なポイントは、以下のとおりであるので、各自治体におかれては、御了知の上、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業は、各都道府県1か所程度で実施することとしているため、複数の自治体の実施を希望する都道府県にあつては、可能な限り、当該都道府県が中心となって調整をお願いしたい。

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のポイント

1. 実施主体

- 市区町村又は都道府県（一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。）
 - ※ 各都道府県1か所程度で実施することを想定。
- 社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託可。

2. 本事業による支援対象者のイメージ

- 本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、
 - ① 相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、これらを解きほぐし、本質的な課題の見立てを行い、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネート
 - ② 関係機関の適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指す
 - ③ ネットワークからの連絡体制の整備などにより、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視することなどを基本的な考え方とする。

- こうした基本的な考え方の下、本事業による支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人が複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④これらが複合しているケースなどが考えられ、具体的には、例えば以下のようなものを想定。
- ※ 要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯
- ※ 医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯
- ※ 共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯
- ※ 障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者 等

3. 事業内容

(1) 相談支援包括化推進員の配置

- 実施主体は、自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法）や地域包括支援センター（介護保険法）、相談支援事業所（障害者総合支援法）など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置。

(2) 相談者等に対する支援の実施

- 相談支援包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施。

(3) 相談支援包括化ネットワークの構築

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、地域において、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種とも協働し、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機関等のネットワークを構築。

(4) 相談支援包括化推進会議の開催

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施。

(5) 自主財源の確保のための取組の推進

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進。

(6) 新たな社会資源の創出

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進。

(7) その他

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施。

4. 補助率

3/4

5. 補助基準額

1 自治体当たり 1,500 万円

6. その他留意事項

- 本事業は、実施主体となる自治体の圏域全体ではなく、実施地域を定めて実施することも可能。
- 実施主体は、本事業の実施に当たって、成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証。
- ネットワークの構築に当たっては、福祉分野のみならず、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努める。
- 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められない。
- 実施主体間の情報共有を図る観点から厚生労働省が主催する担当者会議に、出席をお願いすることがある。

(参考) 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の概要

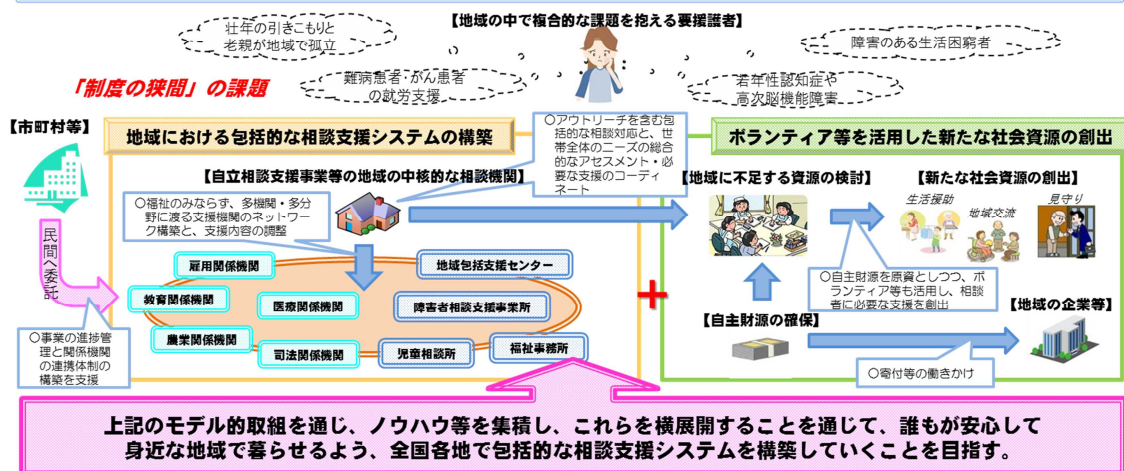
新 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

平成28年度予算額(案)：500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ② 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ③ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



イ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進することが重要である。

対象者を問わずに誰もが通い、福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる取組の一つに「小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」があり、本年度から地方創生の交付金を活用した整備が進んでいるところであるが、こうした取組は、単に人口減少下における効率的で柔軟な事業運営の確保という観点のみならず、地域課題を話し合う「場」を提供するものになり、これを拠点としたまちづくりの取組が広がることが期待される。

こうした取組を推進するため、短期的には、規制の取扱いが明確になっておらず、自治体レベルの運用面で課題となっている事項について、現状においても運用上対応可能な事項に係るガイドラインを本年度中に策定し、その周知を図ることとしている。

また、中・長期的には、運用上対応できない事項について、各制度の人員配置基準、施設基準の緩和を図る必要がある場合には、次期報酬等の改定に向け、来年度から検討を進めていく。

(3) 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

福祉に関する需要（支援ニーズ）は量的にも質的にも増大すると予測される中で、それを支える（人的資源）には限界があることを踏まえ、きめ細かで良質なサービスを限られた人材で提供していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、①先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化、②効率的なサービス提供体制の構築の促進、③良質で効果的なサービス提供の促進を行うこととしている。

具体的には、平成 28 年度予算（案）において、介護ロボット等の開発・普及に向けた取組や、居宅サービス事業所における業務効率化に係るモデル事業の実施、障害者向けの自立支援機器の開発促進、障害者自立支援機器に関する相談窓口の設置など必要な措置を盛り込んだところである。

(4) 総合的な人材の育成・確保

新しい地域包括支援体制の構築に当たっては、その担い手となる人材の質的・量的な確保が重要な基盤となる。特に、新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保に当たっては、地域社会の変容の中で、複合化・困難化したニーズに効果的・効率的に対応できる資質を備えた人材の確保に配意する一方、生産年齢人口が減少する中で、量的な確保と両立していく必要がある。

このため、平成 27 年度補正予算（案）において、介護福祉士の養成促進や、潜在有資格者の円滑な再就業の促進などに必要な措置を盛り込んでいる。さらに、福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除や、複数資格の取得を容易にするための環境整備、未経験者を含むすそ野の拡大のため、初任者向けの入門的な研修の創設等に取り組むこととしている。